

生ごみ堆肥化容器等販売店募集について

生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付事業の販売店を募集します。

○登録要件

容器等を販売しようとする販売店は、組合長に販売の登録を申請し、承認を得る必要があります。

登録を受ける場合は、次のすべての要件を満たすこと。

- ・長沼町・南幌町・由仁町のいずれかに店舗があること。
- ・容器、電動処理機の使用方法について、購入者に説明できること。
- ・組合への補助金請求事務を適正に処理できること。

○登録申請期間 令和3年3月15日（月）から令和3年3月24日（水）まで

○申請方法 申請様式をダウンロードし必要事項に記入し、容器、処理機のカタログとあわせて組合に持参又は郵送で申請願います。

郵送の場合は**令和3年3月24日（水）必着**でお願いします。

申請先、郵送先：〒069-1317 夕張郡長沼町東5線北8番地
南空知公衆衛生組合

○補助対象となる容器及び処理機

①生ごみ堆肥化容器

生ごみを土中の微生物の働きによって分解し、堆肥化する容器で、土の上に据えるもの（容量が100リットル以上のものに限る。）。

②電動生ごみ処理機

生ごみを機械的に処理し、減量化又は堆肥化する「乾燥型」又は「微生物分解型」の電動式処理機（生ごみを粉碎処理し、下水道等に排出するものを除く。）。

○補助事業の流れ

①手続き（登録申請）

事前に、取り扱う商品（生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機）の販売登録申請をお願いします。審査の結果は、文書にて通知いたします。

※販売する容器・処理機のカタログ添付が必要です。

②容器及び処理機の販売

交付決定を受けた交付決定者が、登録販売店へ行き商品を購入します。

登録販売店は、交付決定者から受領書（様式第3号）、委任状（様式第4号）を受取り販売価格から補助金額を差し引いた金額で販売します。

③補助金の請求

交付決定通知者への販売が終了したのち、組合に請求書（様式5号）、補助金交付対象者一覧表（様式6号）、交付決定者より受取りした書類（様式第3号・様式第4号）を添付して、書類を確認し組合に請求をお願いします。

④補助金の支払い

審査後、適正と認めたときは、30日以内に補助金を支払います。

○購入希望者申請受付期間

令和3年5月6日（木）～令和3年10月29日（金）

※11月1日以降の申請は受け付けておりません。

○補助台数と補助金額

①生ごみ堆肥化容器：長沼町15台・南幌町15台・由仁町15台

※購入価格の2分の1以内で、上限3,500円

②電動生ごみ処理機：長沼町4台・南幌町3台・由仁町3台

※購入価格の2分の1以内で、上限25,000円

③補助金額の算式例

生ごみ堆肥化容器販売価格が7,000円以上の場合は一律3,500円。7,000円未満の場合は、その百円未満を切り捨てた額となります。

例) 容器本体価格（税込）3,065円 \div 2=1,532.5円 補助金額 1,500円

電動生ごみ処理機販売価格が50,000円以上の場合は一律25,000円。50,000円未満の場合はその百円未満を切り捨てた額となります。

例) 電動本体価格（税込）40,824円 \div 2=20,412円 補助金額 20,400円

○様式関係

生ごみ堆肥化容器販売業者登録申請の受付 (ワード)

電動生ごみ処理機販売業者登録申請の受付 (ワード)

生ごみ堆肥化容器販売登録申請書 (ワード)

電動生ごみ処理機販売登録申請書 (ワード)

詳しくは、南空知公衆衛生組合 (TEL0123-88-3900) にお問い合わせ下さい。